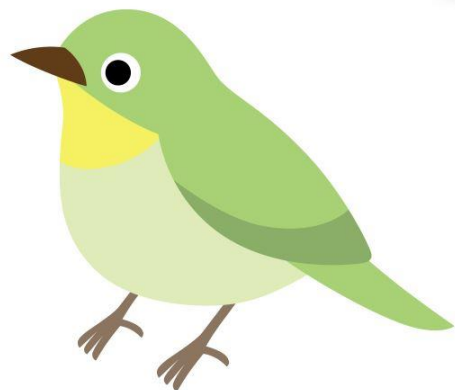


# 佐賀県の鳥獣保護管理事業に 関する主な取組について



佐賀県農林水産部  
生産者支援課鳥獣対策担当

# 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域の管理、再指定①

- 県内の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の境界に、下記のような標識を設置。  
(市町の占用許可が必要)
- 必要に応じて、県職員や鳥獣保護管理員で補修を行っている。



標識の設置状況



標識設置工事の様子

# 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域の管理、再指定②

- 鳥獣保護区については、10年ごとに期間更新を行う。更新の際、市町及び猟友会支部長、区長、農業団体等に意見照会を行う。
- 特別保護地区については、再指定の際に環境審議会の開催などの所定の手続きを行う。
- 特定猟具使用禁止区域についても、鳥獣保護区の期間更新手続きに準ずる。

意見照会



- ・市町から関係者への意見聴取
- ・道路名等の変更がないか確認



鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）の作成



- ・地図の変更等を反映



告示、位置図の配布



←令和3年度鳥獣保護区等位置図

# 鳥獣の人工増殖（キジ放鳥事業）

- 県では、鳥獣保護管理事業計画に基づき、狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥及び放鳥したキジの定着状況を把握する「佐賀県キジ放鳥事業」を実施している。
- 放鳥場所は、鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域等の狩猟制限区域内及びその周辺が中心。
- 毎年200羽を放鳥している。



放鳥するキジには、オスのみ、番号を記した足環を付する。



放鳥の様子



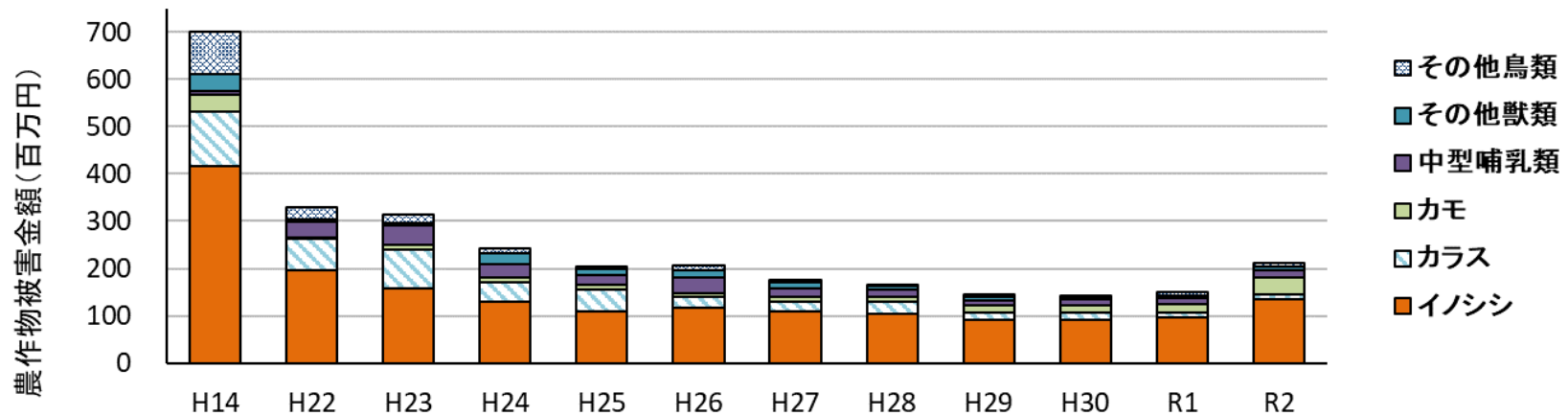
# 有害鳥獣捕獲の対策①

○野生鳥獣による農作物被害金額は、ピーク時（平成14年度）の7億円から減少してきたが、令和2年度の被害金額は、前年度より約6千万円増加。

○令和2年度の被害のうち、イノシシが全体の約6割を占め、次いでカモ、中型哺乳類、カラスが多い。

農作物被害金額の推移(単位:百万円)

	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	417	297	305	186	196	157	129	110	117	110	105	91	92	97	134
カラス	115	69	53	51	66	82	43	46	23	20	25	15	15	11	11
カモ	36	17	5	4	4	12	8	9	8	11	9	15	14	16	36
中型哺乳類	7	7	4	11	33	39	30	21	32	18	17	12	13	13	16
その他獣類	37	9	12	4	4	6	23	13	16	12	6	7	5	6	8
その他鳥類	88	30	28	24	27	18	11	6	11	4	4	4	4	8	7
合計	700	428	407	280	330	315	243	205	207	175	167	145	144	151	211



農作物被害金額の推移

- 中型哺乳類: タヌキ、アナグマ、アライグマ
- その他獣類: サル、ウサギ、イタチ、ネズミなど
- その他鳥類: ヒヨドリ、ドバト、スズメ類、サギ類など

# 有害鳥獣捕獲の対策②

- 農作物に被害を与える鳥獣に対して、侵入防止対策等で防げない場合は有害鳥獣捕獲や追い払いを実施。
- 主に各地域の有害鳥獣対策協議会（市町が事務局となり、農協、農業共済、猟友会などで構成）が狩猟者に依頼して捕獲や追い払いを実施
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）やイノシシ等被害防止対策事業（県単事業）により捕獲活動の取組を支援



箱わなにかかったイノシシ



くくりわなにかかったイノシシ

様式第1 (第7条第1項関係)

青 函 令 第 3 号 3 月 1 9 日 付  
 農 函 令 第 4 号 3 月 3 1 日 付

許 可 証  
 (鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等)

住 所  
 氏 名  
 (法人の名称)  
 生 年 月 日  
 (代表者の氏名)

鳥獣等の種類  
 及び数量

目 的

区 域

方 法

捕獲等又は採取  
 等の後の処理

備 考

注 意 事 項

- この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
- この許可証は、国若しくは地方公共団体の職員ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他の関係者が提示を求めたときは、これを提示しなければならない。
- この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、唐津市長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 返納  
 捕獲実績：捕獲個体数  
 捕獲場所  
 捕獲鳥獣名  
 捕獲期

捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処理の概要	備 考

備考 1 当該の区域  
 2 報告書の提出  
 3 報告書の提出  
 4 報告書の提出

備考 1 当該の区域  
 2 報告書の提出  
 3 報告書の提出  
 4 報告書の提出

有害鳥獣捕獲の許可証の例

- ・迅速な対応が行われるよう、県から市町に許可権限を委譲
- ・適切な許可事務が行われるよう、県は市町に助言

# 有害鳥獣捕獲の対策③

- 農産物においては、秋から冬にかけてカモによる麦やレンコン等の食害が増加傾向。
- 水産物においては、冬期のカモによるノリの食害や羽毛の混入による実需者からのクレーム発生等が問題となっている。
- 有害鳥獣捕獲の許可を受けての猟友会や鷹匠による駆除活動（市町や有害鳥獣対策協議会からの委託）も行われているが、被害低減の決め手とはなっていない。



麦畑のカモ



カモによるノリの食害



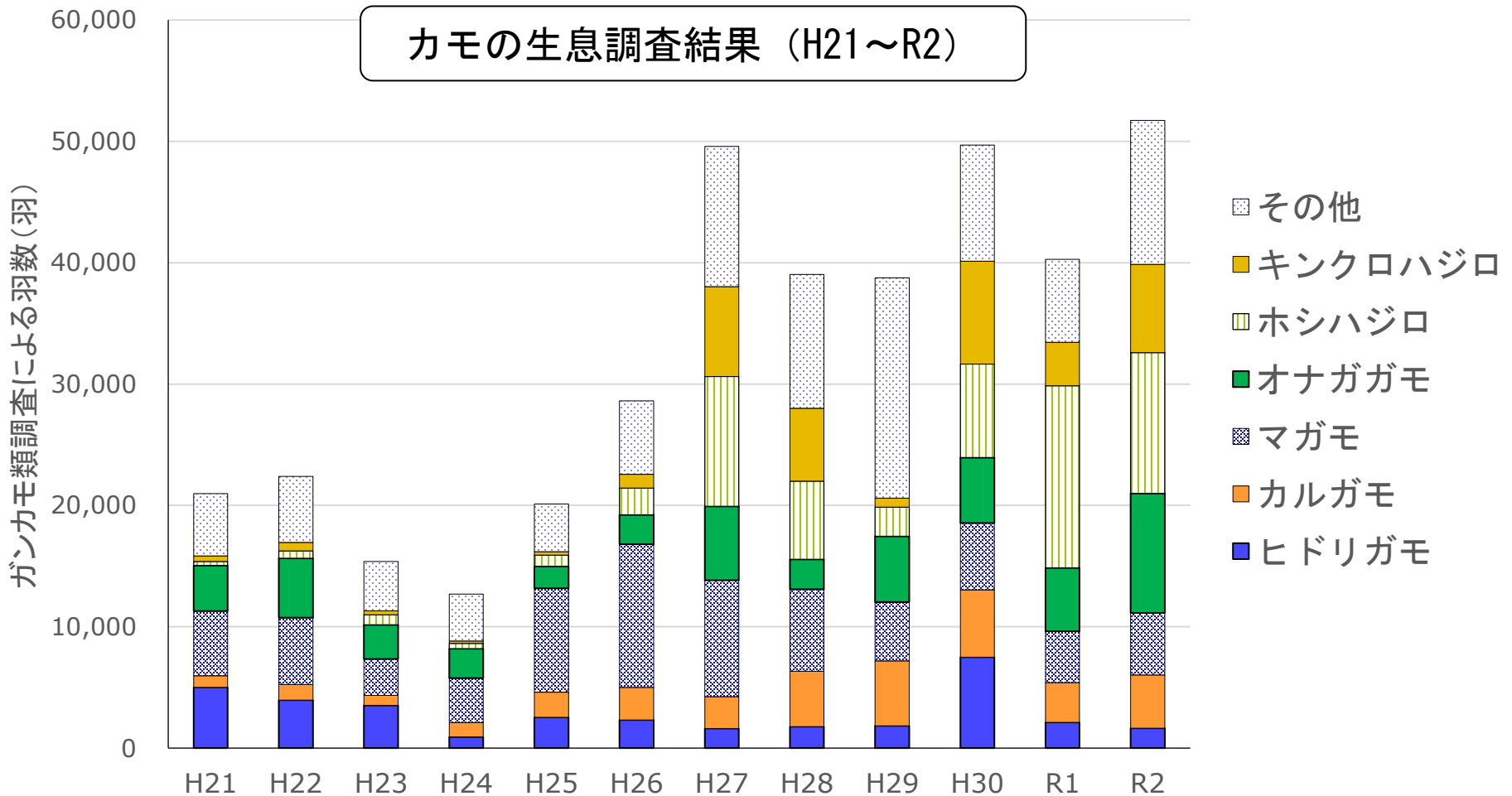
カモによる麦の食害



猟友会によるカモの駆除活動

# ガン・カモ類の一斉調査

- 県内の主要なガン、カモ類の渡来地について、毎年100～130箇所で鳥獣保護管理員による個体数調査を実施
- 毎年1月中旬に行う全国調査に基づき行う。



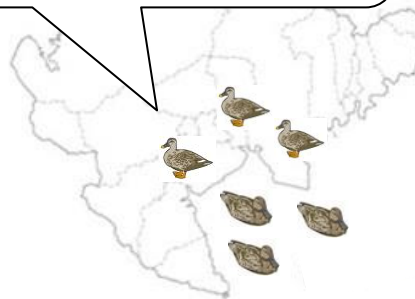


# カモの対策

## ①カモの食性調査

- ・ 食害を及ぼしているカモの種類や時期等を同定するため、有明海沿岸に飛来しているカモの食性を調査する。
- ・ 佐賀大学、猟友会佐賀市支部と連携して実施
- ・ 猟友会が駆除活動等で捕獲したカモを佐賀大学で胃の内容物等を調査

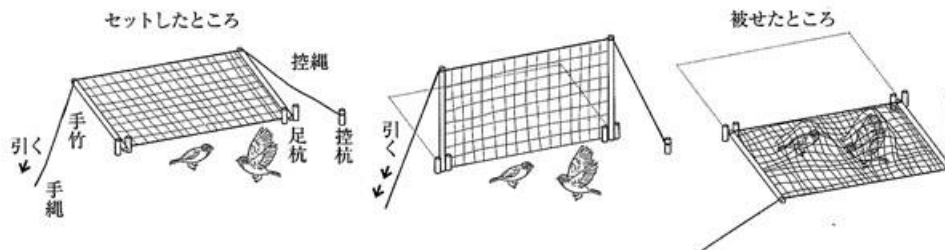
どんなカモが実際にどのようなものを食べているのか？



佐賀大学でのカモの調査

## ②網によるカモの捕獲方法の検証

- ・ 近年、銃猟の免許所持者が減少し、銃によるカモの捕獲数が減少。
- ・ カモの捕獲対策の取組として、網(無双網)によるカモの捕獲方法の検証を行う。
- ・ 猟友会鹿島市支部と連携して実施



無双網(片むそう)の概略(「狩猟読本」より)



無双網をしかけているところ

# 鳥獣保護管理員

- ・ 設置の目的：県の鳥獣担当職員の補助（法第78条）
- ・ 県内の鳥獣保護管理員：34名（令和4年1月現在）
- ・ 任期：1年間（毎年度更新）
- ・ 業務内容：
  - 1）鳥獣保護区等の管理
  - 2）狩猟取締りの実施
  - 3）一般住民及び狩猟者の指導
  - 4）鳥獣保護思想の普及啓発
  - 5）傷病鳥獣の保護
  - 6）鳥獣に関する諸調査



鳥獣保護管理員との現地調査



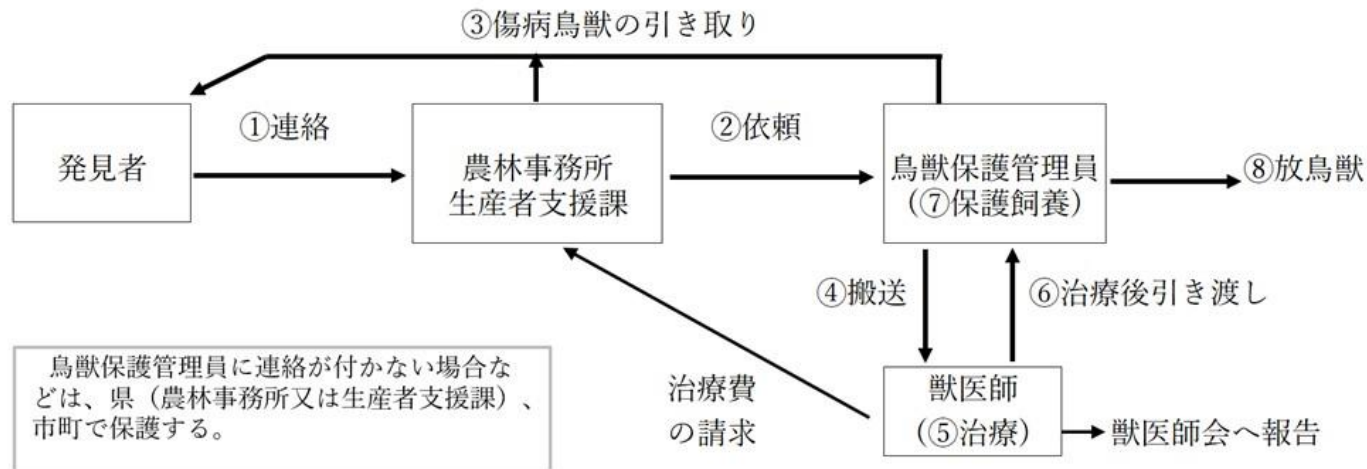
鳥獣保護管理員との狩猟巡回

# 傷病鳥獣の救護

○県民からの保護の依頼により、必要に応じて動物病院への搬送、一時飼養、放鳥獣等を行う。

※傷病鳥獣の救護であっても捕獲許可が必要

○外来種や有害鳥獣、ヒナ及び出生直後の幼獣等については原則として傷病鳥獣の救護対象としない。



佐賀県の傷病鳥獣救護のフロー図

## <傷病鳥獣救護の事例>

- ・小城市内で鳥獣保護管理員がけがをしたハヤブサを保護
- ・ハヤブサは「種の保存法」に基づく希少種であるため、救護を行うこととし、動物園に委託して回復するまで飼養。
- ・回復後、山中に放鳥。



保護されたハヤブサ



動物園で救護飼養中のハヤブサ

# 野鳥の鳥インフルエンザ、イノシシの豚熱の対策

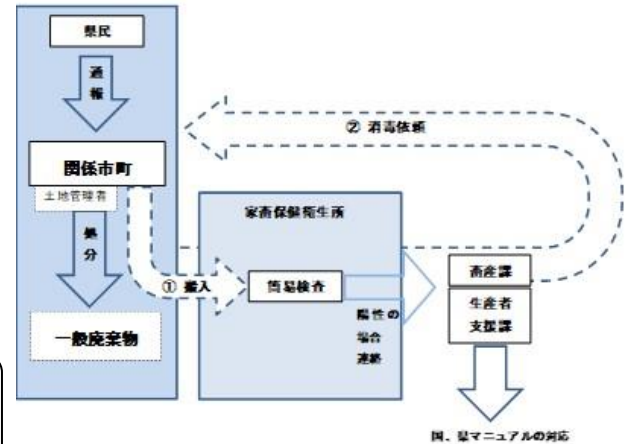
## <高病原性鳥インフルエンザ>

- ・家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定されている鳥類の病気。
- ・感染力が強く、また鶏の生産性に与える悪影響が極めて大きい。
- ・鶏のほか、カモやガン、ツルなどの野鳥に感染する場合もあり、野鳥から鶏に感染する可能性が指摘されている。



鳥インフルエンザの簡易検査キット  
(環境省のマニュアルより)

鳥インフルエンザの疑いがある死亡野鳥が発見された場合の対応フロー図



## <豚熱 (CSF)>

- ・家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定されている豚の病気
- ・感染力が強く、また豚の生産性に与える悪影響が極めて大きい。
- ・イノシシに感染する場合もあり、イノシシから豚に感染する可能性が指摘されている。
- ・九州では近年の発生はないが、イノシシの感染状況調査を実施している。



捕獲したイノシシからの採血  
(採血後に家畜保健所で検査を行う)



# 愛鳥モデル校の活動（愛鳥普及事業）

- 県では、愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥モデル校を対象に、探鳥会、講演会、給餌施設等の設置・指導を行う愛鳥普及事業を毎年、愛鳥団体に委託して実施している。
- 令和3年度～令和5年度は、東山代小学校・富士小学校を愛鳥モデル校に指定している。



講演の様子①



講演の様子②



探鳥会



巣箱作成

# 愛鳥週間ポスターコンクールの開催

- ・ 鳥獣の保護思想の普及を図るため、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校等に在学中の生徒から愛鳥週間(5月10日～5月16日)のポスター原画を募集する。
- ・ 小学校、中学校、高等学校ごとに知事賞、教育長賞、農林水産部長賞を選考。
- ・ 知事賞及び教育長賞の受賞作品は、(公財)日本鳥類保護連盟主催による愛鳥週間用ポスター原画コンクールに出展する。

## 令和3年度の知事賞



小学校の部  
鍋島小学校5年  
松原有生さん



中学校の部  
武雄青陵中学校2年  
高森薫さん



高等学校の部  
佐賀女子高等学校2年  
末岡和華さん



県民ホールでの展示